た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

L_{12} ＝ 0.0202
L_{13} ＝ 0.0204
L_{14} ＝ 0.0189
L_{15} ＝ 0.0196
L_{16} ＝ 0.0216
L_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0145
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0218
L_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0144
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209
L_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0162
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221
L_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0165
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0191
L_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0164
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0187
L_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0161
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係る

た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 27 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 27 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

L_{12} ＝ 0.0202
L_{13} ＝ 0.0204
L_{14} ＝ 0.0189
L_{15} ＝ 0.0197
L_{16} ＝ 0.0218
L_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0145
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0218
L_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0164
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0220
L_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0163
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0223
L_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0166
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0192
L_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0165
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0188
L_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0162
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係る